



TOKYO 2020



HOST CITY



TOKYO 2020



平成29年4月10日

福祉保健局

認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業等の補助制度説明会を開催します

東京都では、今後更なる増加が見込まれる認知症高齢者が家庭的な環境と地域住民との交流のもとで暮らしていけるよう、平成10年度から「認知症高齢者グループホーム緊急整備事業」を実施しています。

また、地価の高い都市部におけるひとり暮らし低所得高齢者向けに、平成22年度から「都市型軽費老人ホーム整備事業」も行っています。

グループホームや都市型軽費老人ホーム等の設置促進を図るため、整備費補助制度等について、説明会を開催いたします。グループホーム運営事業者の方、福祉施設運営事業者の方のほか、こうした事業に関心のある方など、是非御参加ください。

1 日時

平成29年5月29日（月曜日）午後2時～午後5時
（※開始30分前から受付します。）

2 場所

都庁第一本庁舎5階 大会議場（新宿区西新宿二丁目8番1号）

3 説明会の対象

グループホーム運営事業者、福祉施設運営事業者、土地・建物所有者（オーナー）などで事業に関心のある方

4 説明内容

認知症高齢者グループホーム、都市型軽費老人ホーム、ショートステイ、介護専用型有料老人ホーム等の事業の仕組みと補助制度について

5 参加申し込み

事業者説明会に参加を希望される方は、5月8日（月曜日）までに、別紙申込書をファクシミリにて下記まで送付してください。

◆ あ て 先：福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課

◆ ファクシミリ番号：03-5388-1391

*事業の概要については別紙を参照ください。

「2020年に向けた実行プラン」事業

本件は、「2020年に向けた実行プラン」に係る事業です。

「ダイバーシティ 政策の柱2

高齢者が安心して暮らせる社会」

〈問合せ先〉

福祉保健局高齢社会対策部施設支援課

○認知症高齢者グループホーム

電話（直通）03-5320-4252

○都市型軽費老人ホーム等

電話（直通）03-5320-4321

【参加申込締切 平成29年5月8日(月曜日) FAX 03-5388-1391】

東京都福祉保健局高齢社会対策部 施設支援課施設整備担当 宛

認知症高齢者グループホーム緊急整備事業、都市型軽費老人ホーム整備事業等補助制度説明会 参加申込書

開催日：平成29年5月29日(月曜日) 午後2時～午後5時 ※開始30分前から受付を行います。

開催場所：都庁第一本庁舎5階 大会議場 (新宿区西新宿二丁目8番1号)

〔最寄駅：都営地下鉄大江戸線「都庁前」駅〕

○説明会に参加を希望される方は本枠内の事項を記入し、FAXにてお申込みください。

※定員(500名)に達したためご参加いただけない場合のみ、当方から5月15日(月曜日)までに連絡させていただきます。

1 参加者名

法人格等 (いずれかに○印をつけてください)

社会福祉法人 ・ 医療法人 ・ NPO法人 ・ 株式会社
有限会社 ・ 個人 ・ その他 ()

法人名

参加者名

() / ()

(会場の都合上、参加者は2名までとさせていただきます。)

(いずれかに○印をつけてください)

土地・建物所有者(オーナー) ・ 運営事業者
建設業者・設計業者・コンサルタント ・ 区市町村 ・ その他 ()

2 連絡先

所在地

都道府県

区市町村

電話番号

()

FAX番号

()

担当者氏名

3 その他(具体的な計画がある場合、以下に記入してください。)

【施設種別】 (いずれかに○印をつけてください)

・認知症高齢者グループホーム ・都市型軽費老人ホーム
・介護専用型有料老人ホーム ・ショートステイ
・医療・介護連携型サービス付き高齢者向け住宅 ・その他 ()

【整備計画地】

() 区市町村

【計画入所定員】

() 人

【工事区分】

(新築 ・ 改修)

4 質問事項

--

参考資料

【認知症高齢者グループホーム緊急整備事業】

東京都では、今後も見込まれる認知症高齢者の増加をふまえ、認知症高齢者グループホームの設置促進を図るため、以下のような取組を行い、平成37年度末までに定員20,000人分の実現を目指しています。

《認知症高齢者グループホーム整備目標》 (人)

定員数(平成29年3月1日時点)	平成37年度末目標
10,224	20,000

<平成29年度補助額 1ユニット当たり>

整備主体	整備区分	補助額
整備主体にかかわらず共通	創設・増築	重点地域 3,000万円
		一般地域 2,000万円
	改修	重点地域 2,250万円
		一般地域 1,500万円

※ 地域医療介護総合確保基金の対象となる場合、上記補助額のほかにさらに助成を受けることが可能な場合があります。

※ 重点的緊急整備地域・・・整備率0.33%未満(直近の開設施設の定員数を平成29年1月1日現在の住民基本台帳による65歳以上高齢者人口で除して算出)の区市町村が、指定を希望(申請)した場合に指定

※ 定員増を目的とする増築についても補助対象にします。

○小規模多機能型居宅介護拠点併設加算の実施

小規模多機能型居宅介護拠点を併設するグループホームへの加算補助を実施し、両サービスの設置促進を図ります。【1か所 1,000万円】

○認知症対応型デイ併設加算の実施

認知症対応型デイサービスを併設するグループホームへの加算補助を実施し、両サービスの設置促進を図ります。【1か所 1,000万円】

○看護小規模多機能型居宅介護併設加算の実施

看護小規模多機能型居宅介護事業所を併設するグループホームへの加算補助を実施し、両サービスの設置促進を図ります。

【1か所 1,000万円】

参考資料

「都市型軽費老人ホーム」について

○都市型軽費老人ホームと一般の軽費老人ホーム（ケアハウス）の比較

区分	「都市型軽費老人ホーム」の最低基準	「軽費老人ホーム（ケアハウス）」の基準
1 入所定員	20人以下	(上限なし)
2 設備関係	建物は、耐火又は準耐火建築物。 ただし、知事が認めた場合を除く。	(同左)
居室	○個室 7.43㎡以上(収納設備を除く。) (緊急ブザー等を設けること。)	個室 21.6㎡以上
共有部分	○食堂、便所、浴室、宿直室 ※調理を委託する場合、調理室を設けないこともできる。 ・食堂等の共用部分に自炊を行うことができる調理設備を設ける。 ・施設内一斉に放送できる設備を設置すること。	食堂、談話室・集会室、宿直室、 便所、浴室、調理室、面談室
3 人員関係	施設長 (常勤1) 兼務可 生活相談員 (常勤1以上) 兼務可 介護職員 (常勤換算1以上) ※事務員、栄養士や調理員は、サービスに支障がない場合は、置かないことができる。 ※夜間及び深夜に1以上の職員が夜勤又は宿直	施設長(常勤1) 生活相談員(常勤1)120:1 介護職員(常勤1)30:1 栄養士(1)(40人以下0人) 事務員、調理員、その他適宜

○整備地域 ※首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地
既成市街地等 (東京都 23区、武蔵野市の全域、三鷹市の特定の区域)

○平成29年度整備費補助額 1人当たり

		併設加算なし	併設加算あり
工事区分	創設・買取	400万円	500万円
	改修	280万円	350万円

(注) 都の定める施設等を併設した場合、補助単価に加算を行う。

*整備費補助：都 ⇒ 区市 ⇒ 事業者